一般財団法人ベターホーム協会　定款

第 1 章　総則

（名称）

第 1 条　この法人は、一般財団法人ベターホーム協会と称する。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2　この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第 2 章　目的及び事業

（目的）

第 3 条　この法人は、家庭における消費生活、特に食生活の分野での改善、向上に関する調査研究、日本の家庭料理の知識や技術の伝承、普及、開発と、出版物などによる啓発を行うことによって、国民が、心身ともに健康ですこやかな暮らしを営むことに寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　消費生活、食生活の改善と向上のための、知識、知恵、技術、文化の伝承、環境対応などの教育

(2)　地域社会における、消費者教育や食生活教育の指導者（地域リーダー）の養成

(3)　消費生活、食生活の改善と向上のための調査研究

(4)　消費生活、食生活の改善と向上のための、資料や図書などの作成、普及

(5)　食育や福祉に携わる人々などに対して、食に関する知識や技術面での支援。また、一般消費者からの消費生活、食生活の改善や向上のための、相談の受付、助言、指導などの助成

(6)　国際交流の推進のため、発展途上国の留学生に対する、奨学金の助成

(7)　各種の法人などへ、協会の保有する食分野での知的財産を提供する受託事業

(8)　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2　前項各号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第 3 章　資産及び会計

（基本財産）

第 5 条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第 1 の財産は、この法人の基本財産とする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならず､基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（財産の管理・運用）

第 6 条　この法人の基本財産以外の財産の管理・運用方法は、理事会の決議により別に定める資産管理の規程によるものとする。

（事業年度）

第 7 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 8 条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 9 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章　評議員

（評議員）

第 10 条　この法人に評議員 3 名以上 8 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2　評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
(1)　この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
(2)　過去に前号に規定する者となったことがある者
(3)　第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
4　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
5　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
(1)　当該候補者の経歴
(2)　当該候補者を候補者とした理由
(3)　当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
(4)　当該候補者の兼職状況
6　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
7　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
(1)　当該候補者が補欠の評議員である旨
(2)　当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
(3)　同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
9　第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）
第 12 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）
第 13 条　評議員に対して、各年度の総額が 2 百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第 5 章　評議員会

（構成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任及び解任
(2)　理事及び監事の報酬等の総額
(3)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分又は除外の承認
(8)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 18 条　評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

（決議）

第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任
(2)　評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)　定款の変更
(4)　基本財産の処分又は除外の承認
(5)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 20 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　役員

（役員の設置）

第 21 条　この法人に、次の役員を置く。

（1）　理事　3 名以上 10 名以内

（2）　監事　2 名以内

2　理事のうち1名を理事長とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3　理事長のほか、必要に応じ、専務理事及び常務理事（以下、「業務執行理事」という。）を置くことができる。業務執行理事は4名以内とする。

4　前項の業務執行理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

（役員の選任）

第 22 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。

3　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

（監事の職務及び権限）

第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 25 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　増員により、または補欠として選任された理事または監事の任期は、他の在任理事または在任監事の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 26 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 27 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（理事及び監事の責任免除及び限定）

第 28 条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 114 条 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

2　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 115 条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章　理事会

（構成）

第 29 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第 31 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 32 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が議長の職務を代行する。

（決議）
第 33 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 34 条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）
第 35 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章　地域リーダー

（地域リーダー）
第36条　この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を地域リーダーとする。
2　地域リーダーは、理事会の決議により別に定める規程により、この法人の事業活動に携わることができる。
3　地域リーダーは、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
4　前3項に定めるもののほか、地域リーダー及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

第 9 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 37 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条についても適用する。

（解散）
第 38 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金の分配）
第 39 条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）
第 40 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　事務局

（事務局）
第 41 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　事務局長及び所要の職員は理事長が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第 11 章　公告の方法

（公告の方法）
第 42 条　この法人の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他のやむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設

立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は　西尾　南美子　とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青木　紀子
小林　冨美子
澤　賀津子
野﨑　廣子
橋本　昌彦

別表第1　基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金 （住友信託銀行／東京営業部）	436,962,200円

（平成２２年　４月　１日　制　定）
（平成２５年　３月２７日　変　更）
（平成２６年　５月１２日　変　更）
（平成３１年　３月２７日　変　更）